

保長介第1338号
平成30年7月13日

指定介護予防訪問介護サービス事業所 管理者 様
指定家事支援型訪問サービス事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

さいたま市介護予防訪問介護サービス・さいたま市家事支援型訪問サービスの基準について (通知)

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて本市では、平成29年4月1日～介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、第1号訪問事業として介護予防訪問介護サービス、家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に関する要綱を告示いたしました。

当該要綱の趣旨及び内容は、平成29年4月28日付保福介351号により通知したところですが、別紙のとおり改正いたしましたので、通知いたします。

つきましては、その運用について遺漏ないよう御留意願います。

お問合せ先

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課

介護保険係 担当 田島・渡辺 TEL：048-829-1264

事業者係 担当 百澤・我妻 TEL：048-829-1265

(共通) FAX：048-829-1981

(共通) Mail：kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

別紙

家事支援型訪問サービス

人員に関する基準

介護従業者等の員数（さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱第6条第2項）

家事支援型訪問サービスの提供に当たる介護従業者のうち一定の研修修了者として市が認める者とは、別表1の資格・要件等を満たす者とする。

別表1

	資格・要件等	証明書等	研修名 (証明を所管する機関)	研修等の実施 時期
1	さいたま市地域の担 い手養成研修修了者 で指定訪問介護事業 者等 ^{※1} による「所定 の研修 ^{※2} 」を修了し た者	地域の担い手養 成研修修了証並 びに指定訪問介 護事業者等が交 付する身分証明 書	地域の担い手養成研修 (さいたま市) 所定の研修(地域の担い 手養成研修終了者を雇用 する指定訪問介護事業者 等)	平成28年度～
2	訪問介護員養成研修 3級修了者	訪問介護員養成 研修3級課程修 了証		～平成21年3 月まで
3	介護に関する入門的 研修修了者	介護に関する 入門的研修修了 証(基礎講座及び 入門講座)	入門的研修(基礎講座及 び入門講座)	平成30年度～

※1 指定訪問介護事業者等とは、次の事業者とする。

- ① 指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者
- ② 指定介護予防訪問介護サービス事業者
- ③ 指定家事支援型訪問サービス事業者

※2 所定の研修については、サービス提供責任者により、次の内容を実施すること。

- ① 家事支援型サービスにおける介護従業者の役割等について(概ね4時間程度、配分は事業所ごとに行う。
 - ・訪問介護員・介護従業者の役割
 - ・訪問介護員の職業倫理(利用者の意向尊重等)

- ・個人情報保護と守秘義務
 - ・訪問時の接遇及びマナー（服装・身だしなみ等）
 - ・企業理念
- ② 家事支援型訪問サービスの業務内容（概ね4時間程度、配分は事業所ごとに行う）
- ・生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理）の内容について
 - ・訪問サービス記録と書き方
 - ・緊急時対応
- ③ 同行訪問（必要数）
- ・利用者との顔合わせ
 - ・買い物の行先の確認
 - ・掃除の仕方
 - ・調理の仕方
- など実践を交えて業務を習得する。

（留意事項）

同行訪問の（必要数）とは、利用者、及び利用者の状態によって支援方法が異なるため、従事者の不安等がある程度解消されるまで（従事者自身の能力等に応じて）実施すること。